

# 金沢市建築基準法施行規則の一部改正（案）の概要

## 1 趣旨

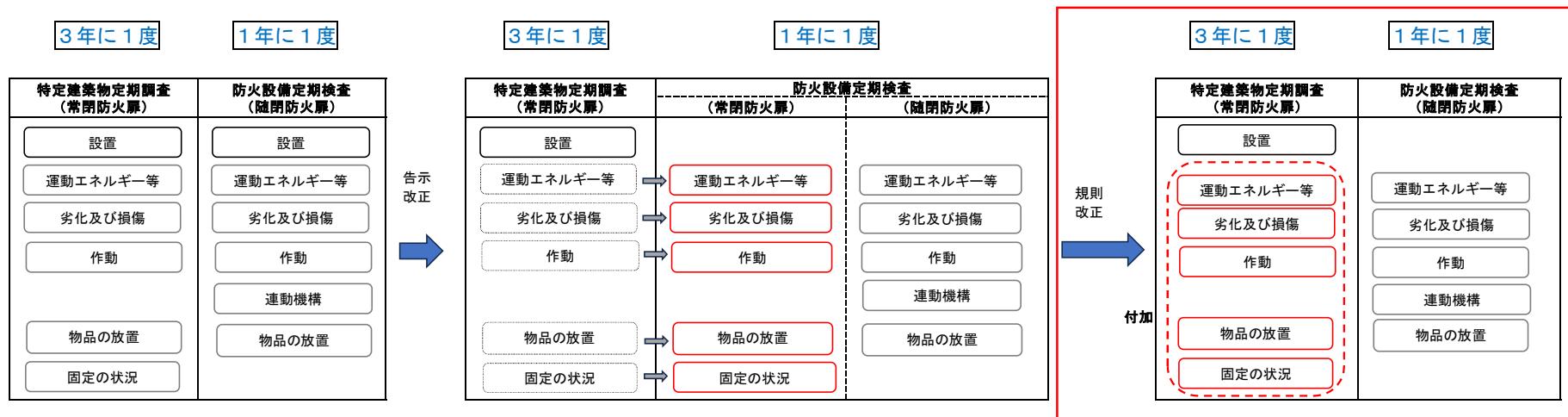
建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号。以下「特定建築物定期調査告示」といいます。）等の一部が改正され、特定建築物定期調査の項目等が見直されました。これを受け、本市では、特定建築物定期調査告示第 2 の規定に基づき、特定建築物定期調査の調査項目を追加するため、金沢市建築基準法施行規則（以下「規則」といいます。）の一部改正を予定しています。

## 2 改正内容

### （1）常時閉鎖式防火扉（常閉防火扉）

特定建築物定期調査告示等の改正により、常閉防火扉の 5 つの調査項目が特定建築物定期調査（3 年に 1 度）の対象から防火設備定期検査（1 年に 1 度）の対象に見直されました。本市では、施設所有者等の負担軽減のため、引き続き特定建築物定期調査の対象とします。

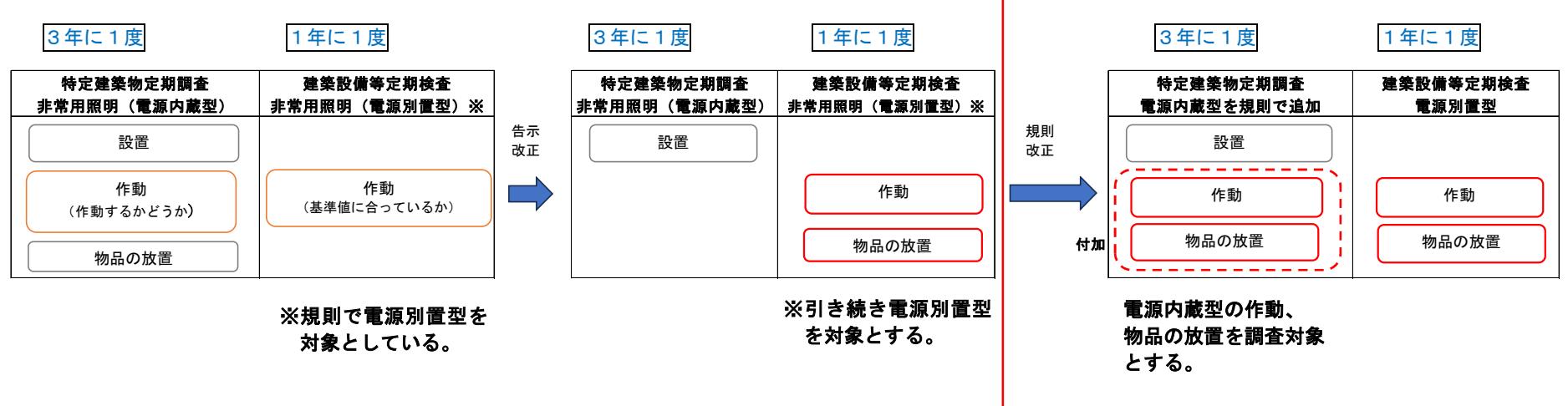
#### 告示の改正内容



## (2) 非常用の照明装置

特定建築物定期調査告示等の改正により、非常用照明（電源内蔵型）の作動状況等の点検が本市では特定建築物定期調査の対象外となります。安全性の確保のため、非常用照明（電源内蔵型）を引き続き特定建築物定期調査の対象とします。

### 告示の改正内容



## 3 今後の予定

公布 令和7年6月下旬

施行 令和7年7月1日